

福井県報

第 309 号
令和 6 年
7 月 30 日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

告示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定(三四〇・地域福祉課)……………一
 - 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録(三四一・長寿福祉課)……………二
 - 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(三四二・農村振興課)……………二
 - 保安林の指定施業要件の変更の予定(三四三～三四六・森づくり課)……………三
 - 道路改良工事(仮称)南アングラー)0610210704の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三四七・土木管理課)……………四
 - 道路の区域の変更(三四八・道路保全課)……………五
 - 道路の供用の開始(三四九・同)……………六
 - ※急傾斜地崩壊危険区域の指定(三五〇・砂防防災課)……………六
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(情報公開・法制課)……………六
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(DX推進課)……………八
 - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・市場開拓課)……………九
 - 公共測量の実施(土木管理課)……………九
 - 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………九
- 公安委員会告示
- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(七三・生活安全企画課)……………一〇

告示

福井県告示第340号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1840440190	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	日本調剤 小浜薬局	福井県小浜市大手町2-11	日本調剤株式会社 代表取締役 笠井 直人	令和6年7月1日

福井県告示第341号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
福井勝山総合病院附属介護老人保健施設
- 2 事業所の所在地
勝山市長山町2丁目6番21号
- 3 事業者の名称
独立行政法人地域医療機能推進機構
- 4 登録年月日
令和6年7月16日
- 5 喀痰吸引等研修の課程
第二号研修
- 6 登録研修機関登録番号
1813133

福井県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（合谷地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは

、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
- 2 変更後の土地改良事業計画書の写し
縦覧に供する期間
令和6年7月30日から令和6年8月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
福井市農林水産部農村整備課

福井県告示第343号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市下若生子33字持竜平1の19、1の64、34字縫ヶ原1の1、1の3、1の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第344号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市下山82字岩屋ヶ平1の1、1の14から1の16まで、1の19から1の21まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第345号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝山市野向町横倉97字奥太山1の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第346号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝山市北谷町中野俣12字又助10、14字焼尾9の2、10の1、10の2、11の3、47字大滝1の2、1の5、1の6、2の1、2の2、48字文五郎9の1、9の2、10の1から10の5まで、11、17の3、49字水無原3から5まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第347号

道路改良工事(仮称)南アズンダー)06-02-0704の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

道路改良工事(仮称)南アズンダー)

06-02-0704

(2) 工事場所

福井港丸岡インター連絡道路(1期区間)

坂井市 丸岡町舟寄

(3) 工事概要

施工延長 65.4m

函渠工 30.0m

U型擁壁工 35.4m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県三国土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること)。
 イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領

(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和6年7月30日(火)から同年8月21日(水)まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県坂井市三国町水居17-45

福井県三国土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第348号

一般県道殿下福井線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年7月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	新/旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道 殿下福井線	旧	福井市恐神町10字前 田2番5から 福井市金屋町4字金屋 谷4番3まで	8.0 ～ 25.3	300.5
	新	福井市恐神町10字前 田2番5から 福井市金屋町4字金屋 谷4番3まで	8.8 ～ 14.7	166.3
	旧	福井市恐神町10字前 田2番5から 福井市金屋町4字金屋 谷4番3まで	8.8 ～ 14.7	166.3

福井県告示第349号

一般県道殿下福井線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年7月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道 殿下福井線	福井市恐神町10字前 田1番5から 福井市恐神町14字中 島25番2		令和6年7月30日

福井県告示第350号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

山内地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番
若狭町	山内	6-1の一部、6-2の一部、7の一部
	39号坂尻 40号坂ノ 脇	1の一部、2
	41号堂山 下	17-1の一部、17-2の一部、18-2の一部、18-3の一部、 19-1の一部、19-2の一部、19-3、19-4、19-5、 20-1の一部、20-2、20-3の一部、20-4、21-1の一部、 21-1の一部、21-2の一部、21-3、21-4の一部
	42号町畑	29-1の一部、30の一部、31、32-1の一部、32-2の一部、 33-2の一部
	43号治郎 谷	1-1の一部、1-2の一部、2の一部、6の一部、7の一部、8 の一部、10の一部、12-1の一部、12-2の一部、13の 一部
	59号古城	28の一部、29、30
	60号明王 寺	1-1、1-2の一部、1-3の一部、2の一部

公 知

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達する役務(以下「調達役務」という。)の名称および全期間予定数量
名称 小包等(資料等の冊子および小包をいう。以下同じ。)の配達業務
全期間予定数量 160、098個

(2) 調達役務の内容

入札公告、一般競争入札公告共通事項、単価契約書（案）および業務仕様書（以下「入札公告等」という。）による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日(火)から令和9年9月30日(木)まで（36月の長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (4) 福井県のすべての県税に滞納がない者であること。
 - (5) 当該入札に併せて行われる事前審査により、当該入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
 - (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- 3 入札公告等の交付等に関する事項
- (1) 入札公告等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県庁1階

福井県総務部情報公開・法制課 情報公開・文書グループ

電話 0776-20-0247

(2) 入札公告等の交付期間

令和6年7月30日(火)から令和6年8月8日(木)まで（日曜日、土曜日および祝日を除く。）の8時30分から17時15分まで

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、(1)の提出期限までに、入札参加資格確認申請書に必要と認められる書類等を添付の上、福井県知事に提出し、福井県知事の審査を受け、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書および必要な添付書類の提出期限
令和6年8月8日(木) 17時15分
 - (2) 提出先
前記3(1)に同じ。
 - (3) 提出方法
提出期限内に提出先へ直接持参または郵送により提出すること。
なお、郵送による場合は、簡易書留郵便とし、令和6年8月8日(木) 17時15分までに必ず到着させること。
 - (4) 入札参加資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。
- 5 入札の日時および場所等
- (1) 入札の日時
令和6年9月10日(火) 11時
 - (2) 入札の場所
福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階 入札室
 - (3) 入札書の提出方法
入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ直接持参して提出すること。
なお、フアクシミリ、電報または電子メールによる入札書の提出は認めない。
 - (4) 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等
郵送による入札書の提出を希望する場合は、4による入札参加資格確認の申請手続を行う際にその旨を申し出ることとし、入札書は、次により提出すること。
- ア 提出期限
令和6年9月9日(月) 17時15分（この期限までに必ず到着させること。）
- イ 提出先
前記3(1)に同じ。

ウ 提出方法
簡易書留郵便によること。

6 入札方法

(1) 入札書に記載する金額は、消費税および地方消費税の額を含めた金額とし、小包等のサイズ、重量および配達地域の区分別の入札金額（単価）ならびに見込金額（各入札金額（単価）にそれぞれの全期間予定数量を乗じて得た額）ならびに入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの全期間予定数量を乗じて得た額の合計額）を記載することとする。

なお、入札金額（単価）の円未満の端数は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含めた契約希望金額（単価）を入札書に記載すること。

(3) 入札書に記載された入札総価額において計算に誤りがある場合は、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

有効な入札をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの全期間予定数量を乗じて得た額の合計額）が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、区分別の単価がすべて予定価格（単価）以下である場合に落札者とする。

なお、設定した小包等のサイズ、重量および配達地域の区分別の予定価格（単価）を上回る単価がある場合は、当該上回る区分については、落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格（単価）を上回る場合は、全区分について落札候補者としての資格を失い、次順位者を落札候補者とする。以下、全区分について予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

8 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) この入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県庁1階
福井県総務部情報公開・法制課 情報公開・文書グループ
電話 0776-20-0247

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Delivery of parcels (include document pamphlets, parcels, etc.)
Quantity of items to be delivered during period: 160098items

(2) Date, time of bidding

11:00 am September 10th, 2024

(3) Contact point for the notice

Public information and legislation division, Department of general affairs, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte,Fukui city,Fukui prefecture,
910-8580 Japan.

TEL 0776-20-0247

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

行政情報ネットワーク W S U Sサーバ導入および保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県未来創造部DX推進課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和6年7月3日

4 落札者の名称および住所

日本電気株式会社北陸支社

石川県金沢市広岡3丁目3番11号

5 落札金額

34,720,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和6年5月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス福井羽水店

福井県福井市板垣5丁目1501番

外10筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福井市博多区博多駅東2丁目10番1号

3 聴取した意見の概要

(1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づき「特定工場設置届出書」を提出すること。

なお、定格出力2.25KW以上の冷凍冷蔵庫外機、空調室外機および送風機等が該当となる。

3.000㎡以上の土地を形質変更する際には、土壤汚染対策法に基づき届出が必要である。該当する場合は、土地造成等の工事着工の30日前までに届出を行うこと。

・騒音規制法および振動規制法に基づき特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。

・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

【規制基準値（第3種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：60dB

昼（AM8：00～PM7：00）：65dB

夕（PM7：00～PM10：00）：60dB

夜（PM10：00～AM6：00）：55dB

・早朝および夜間の搬入作業および荷捌き作業をなるべく避けること。

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に

、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望

があった場合は、誠実に対応すること。

・百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500㎡を超える施設は、店舗面積50㎡ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場（駐輪場）を設置すること。

従って、自転車27台を駐車することが可能な自転車駐車場を設置すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

フオッサ5階

福井市商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年7月12日に大野市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

大野市

2 作業の種類

公共測量（数値地形図データ修正）

3 作業の期間

令和6年7月12日から令和7年3月25日まで

4 作業の地域

大野市（中部縦貫自動車道周辺）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
丹生郡越前町朝日3字上ガ流13番、14番、15番、16番、17番1、18番1、19番1および20番
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
鯖江市和田町9字1の1
社会福祉法人光道園
理事長 荒木 博文

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第73号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年7月30日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	令和6年10月29日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	令和6年11月28日（木）	午後1時から 午後5時まで
施設警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部莢分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 施設警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 施設警備業務1級

(1)に掲げる者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該

合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上ある者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認め

る者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

こと。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

こと。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

こと。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和6年9月24日(火)から同年9月30日(月)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を陳明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを陳明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを陳明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該陳明書面 1通

(4) 受検手数料

16,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 室内用運動靴

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

令和六年七月三十日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県